

水中文化財の保護管理条例

国务院發布

1989年10月20日

= 目次 =

[第1条 根拠法](#)

[第2条 定義](#)

[第3条 国家への帰属](#)

[第4条 登録・保護・管理](#)

[第5条 水中文化財保護機構及び水中文化財保護区の確定](#)

[第6条 報告・引渡](#)

[第7条 実地調査及び発掘活動の目的・承認申請・関係書類提出](#)

[第8条 港湾監督部門の承認](#)

[第9条 法の遵守と安全確保](#)

[第10条 表彰、又は行政処分及び刑事訴追](#)

[第11条 解釈権](#)

[第12条 実施細則の制定](#)

[第13条 施行日](#)

第1条【根拠法】

水中文化財の保護業務の管理を強化する為、「中華人民共和国文化財保護法」の関係規定に基づき本条例を制定する。

第2条【定義】

1.本条例でいう水中文化財とは、下記の水域に残っている歴史的、芸術的、科学的価値のある人類の文化遺産を指す。

- (一)中国国内の水系、領海内に残る中国起源の、又は起源国が不明の、若しくは外国起源の文化財
- (二)中国の領海以外で、中国の法律では中国が管轄することとなっている他の海域内に残る中国を起源とするか又は起源国が不明な文化財
- (三)外国領域以外の他の管轄海域及び公海区域に残る中国を起源とする文化財

2.前項に定めた内容には1911年以降の重大な歴史的イベント、革命運動及び著名な人物と無関係な水中文化財は含まれない。

第3条【国家への帰属】

本条例第2条一号及び二号に定めた水没文化財は国家の所有物であり、国家はこれに対して管轄権を行使する。本条例第2条三号に定めた水没文化財は、国家が器物の所有者を識別する権利を有す。

第4条【登録・保護・管理】

1.国家文物局は水中文化財の登録・保護・管理及び水中文化財の考古学的実地調査及び発掘活動の審査業務を管理する。

2.地方の各レベルの文化財行政管理部門は、当該行政区域内の水中文化財を保護する責任を負い、文化財を考古学的に研究する機構とともに水中文化財の確認と価値鑑定業務を行う責任を有する。海域内の水中文化財については、国家文物局が地方文化財行政管理部門を指定し、国家文物局に代わって保護管理業務を行わせることができる。

第5条【水中文化財保護機構及び水中文化財保護区の確定】

1.水中文化財の価値に基づき、国务院と省、自治区、直轄市の人民政府は「中華人民共和国文化財保護法」第二章に定める関係手順に照らして全国又は省レベルの水中文化財保護機構、水中文化財保護区を確定し公布する。

2.水中文化財保護機構及び水中文化財保護区内では水没文化財の安全を脅かす漁労や爆破等の活動を行うことを禁ずる。

第6条【報告・引渡】

1.いかなる機構又は個人も、何らかの方式によって本条例第2条一号、二号に定めた水中文化財を発見した場合、すべて速やかに国家文物局又は地方文化財行政管理部門に報告する。漁労によって引き上げられたものに関しては、速やかに国家文物局又は地方文化財行政管理部門に引き渡し、処理してもらう。

2.いかなる機構又は個人も、何らかの方式によって本条例第2条三号に定めた水中文化財を発見した場合、すべて速やかに国家文物局又は地方文化財行政管理部門に報告する。漁労によって引き上げられたものに関しては、速やかに国家文物局又は地方文化財行政管理部門に提供して識別、鑑定してもらう。

第7条【実地調査及び発掘活動の目的・承認申請・関係書類提出】

1.水中文化財の考古学的実地調査及び発掘活動は、文化財保護及び科学研究を目的としなければならない。いかなる機構又は個人も、中国の管轄水域で水中文化財の考古学的実地調査及び発掘活動に当たる場合、必ず国家文物局に申請し、関係資料を提出しなければならない。国家文物局の承認を得なければ、いかなる機構又は個人も、どのような方式によっても勝手に実地調査や発掘を行うことはできない。

2.外国国家・国際組織・外国法人・一般人が中国の管轄水域で水中文化財の考古学的実地調査又は発掘活動に当たる場合、必ず中国との合作方式で行わなければならない。また国家文物局に提出された申請は国家文物局が国务院に報告し、その特別許可を得なければならない。

第 8 条【港湾監督部門の承認】

1.いかなる機構又は個人も、承認を得た後に水中文化財の考古学的実地調査又は発掘活動に当たり、その活動範囲が港湾監督部門が管轄する水域に関わる場合は必ず港湾監督部門に申請の上その承認を得なければならない。

2.港湾監督部門は安全作業区域を審査の上確定し、航行通告を発布する。

第 9 条【法の遵守と安全確保】

いかなる機構又は個人も、水中文化財の考古学的実地調査又は発掘活動に当たる場合、必ず中国の関係法律、法規を遵守し、関係部門の管理を受ける。また水面下の考古学的研究及び潜水、航行等の規定を遵守し、作業者と水中文化財の安全を保つ。水体の環境汚染を防ぎ、水中の生物資源及びその他の自然資源が損なわれないよう保護しなければならない。そして水面、水中の一切の施設を保護する。交通や輸送、漁業生産、軍事訓練及びその他正常な水面、水中作業活動を妨げてはならない。

第 10 条【表彰、又は行政処分及び刑事訴追】

1.水中文化財の保護に特別に貢献し、「中華人民共和国文化財保護法」第 29 条の各項の規定に該当する者に対しては表彰、奨励する。

2.本条例第 5 条、第 6 条、第 7 条の規定に違反し、水中文化財の破壊、勝手な実地調査、発掘、水中文化財の引き上げ、隠匿、違法分配、輸送、違法販売、違法輸出を行い、「中華人民共和国文化財保護法」第 30 条及び第 31 条の各項の規定に該当する場合、法に基づいて行政処分に処するか、又は刑事責任を追及する。

3.本条例第 8 条、第 9 条の規定に違反し、深刻な結果を招いた場合、文化財行政管理部門が関係部門と共同で、作業を停止し、期限を定めて改善させるか、又は承認を取り消す行政処分に処す。また一千元から一万元までの罰金を科すことができる。

第 11 条【解释权】

本条例は、国家文物局が解釈の責任を負う。

第 12 条【実施細則の制定】

本条例の実施細則は、国家文物局が制定する。

第 13 条【施行日】

本条例は公布日から施行される。

註：各条文の見出しは、当センターによる。